

令和元年6月1日

応急手当普及啓発実施要綱の改正について(主な変更点)

1 主な変更点

(1) 講習の種類

- ア 普通救命講習Ⅰ 3時間(変更なし)
心肺蘇生、AEDの使用法を中心とした一般的な講習です。
- イ 普通救命講習Ⅱ 4時間(変更なし)
業務の内容等から、一定の頻度で心肺停止の対応を期待される者に対する講習です。
- ウ 普通救命講習Ⅲ 3時間(新規)
小児・乳児・新生児に対する応急手当を中心とした講習です。
- エ 上級救命講習 8時間(変更なし)
普通救命講習Ⅰに加えて、傷病者の管理法、副子固定法、搬送法を習得する講習です。
- オ 救命入門コース 90分(新規) 45分(新規)
胸骨圧迫とAEDの使用法を中心とした講習で、小学校高学年から受講できます。

(2) 分割型講習の導入

それぞれの講習で定められた講習時間を分割(1ヶ月以内)して受講できる制度です。
対象は救命入門コース(45分)以外の全ての講習で、講習を受講する全員が同じ日程で受講することが条件となります。

(3) eラーニングを活用した救命講習の導入

インターネット上で、約1時間の応急手当Web講習(eラーニング)を受講していただくことで、各講習の受講時間が短縮(1時間)される制度です。

(救命入門コースは対象外)

eラーニング受講後、約1カ月以内に実技を中心とした講習を受講していただくことが条件となります。

2 その他

ご不明な点は、各消防署までお問い合わせください。